

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第十項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第一項中「作成等」の下に、「法第三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供」を加える。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第二条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。

三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設に入所したとき。

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホームに入所したとき。

第九条第四項中「法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所した」を「第二項各号に掲げる」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（身体障害者手帳の交付に関する経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

3 当分の間、第九条第二項第一号中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「入所した」とあるのは「入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居した」と、同項第二号中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設又は同項ただし書」とする。

4 令和六年三月三十一日までの間、第九条第二項第三号中「介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。）」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二十六第一項中「作成等」の下に、「同法第三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供」を加える。

第七十四条の四十九の二第一項第十九号中「並びに都道府県障害児福祉計画」を「、都道府県障害児福祉計画」に改め、「作成等」の下に「並びに同法第三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供」を加える。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号及び第五号中「第三十条第一項ただし書の」の下に「規定により同法」を、「同じ」の下に「規定により生活保護法」を加え、同条第十号中「第三十条第一項ただし書の」の下に「規定により同法」を加え、「同法」とあるのは「生活保護法」を「規定により生活保護法」に改め、同条第十五号中「同条第二項」を「同条第二項第二号」に、「とあるのは」を「の規定により同法」とあるのは「に、第四項において同じ。」を「」の規定により生活保護法」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第九条第二項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者については、なお従前の例による。居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者については、なお従前の例による。

総務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 岸田 文雄